

◎新潟県告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成25年1月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 委託を受けた者

- (1) 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
株式会社セディナ
- (2) 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社サークルKサンクス
- (3) 群馬県前橋市亀里町900
株式会社セーブオン
- (4) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- (5) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリーヤマザキ
- (6) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
- (7) 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン

2 委託に係る県税の税目

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項第9号に規定する自動車税

3 委託の期間

平成25年1月4日から平成27年12月31日まで